

令和5年3月13日時点
消費者委員会公共料金等専門調査会**電気規制料金値上げ認可申請に関する論点（案）****第1 事業者の信頼性に関する事項**

- 1 顧客情報の不正閲覧に関しては電力自由化の根幹を揺るがす事態であり、これを営業情報として用いたか否かを問わず閲覧しただけでも問題と考えるべきである。既に、ファイヤーウォールの再構築を行った等の各社の対処が報道されているが、電力自由化における事業者に対する信頼性を壊す行為である。これに関する各社の認識について、該当しない社を含めて伺いたい。カルテル、景表法違反疑いについても同様に重大な問題であるので、各社の料金値上げ申請に影響していないのか検証すべきである。
- 2 情報漏洩問題について早期に詳細を明らかにし、再発防止の体制を整えるべきではないか。カルテル、景表法違反疑いも含め、実態が明らかになり再発防止策が取りまとめられた段階で消費者に説明する必要がある。
- 3 規制部門の赤字幅増大の要因として、新電力との契約を解除して規制料金に乗り換える利用者が多かったことがあげられるが、顧客情報漏洩問題との関連性について究明しているか。
- 4 送配電部門の中立性確保を徹底するため、2020年4月に、送配電部門の発電・小売部門からの分社化（法的分離）が義務付けられるとともに、行為規制遵守のための体制整備（アクセス制限等）が義務付けられていた。それにも関わらず漏洩は生じており、法的分離で十分といえるか。

第2 料金値上げに関する事項**1 値上げの総論に関するもの**

- (1) 一時期より為替レートは円高であり、為替レートを予測することは難しいものの値上幅を見直すべきではないか。また、過去において、為替レートの変動により料金の変更がなされた例を教えてください。
- (2) 消費者保護の観点から激変緩和の措置が求められる。段階的に値上げするような代替案は考えられないか。
- (3) 値上げの要因が除去された際は燃料費調整制度による調整のみならず、届出により速やかに料金値下げを実施すべきと考えるが、実効性はどのように担保されているか。その値下げ幅についても適切であったのかを

検証を行うべきではないか。

2 人件費に関するもの

- (1) 物価上昇を背景とする政府の賃上げ要請、消費者庁の人件費チェックポイント、先般の消費者委員会意見¹、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）の原価参入を原則として認めない電取委のルール²のもとで、原価への織り込みをどう考えているか。
- (2) 各社とも人件費が減少しているが、自然減による寄与分と効率化の結果による寄与分をわけて分析しているか。

3 燃料費・購入電力量に関するもの

- (1) 燃料費、購入電力料を抑制するために事業者がどのような努力をしているのか、その結果どの程度のコストが削減されたのかを把握しているか。
- (2) 申請時点での燃料費の水準は過去の在庫を加味したものとなっているか。燃料コストの上昇があっても、料金への影響を最小限に抑制する具体的方策を各社から聞き取っているか。

4 事業報酬に関するもの

- (1) 事業報酬率算定は7対3³を堅持することなく、申請時の資本構成に改めることが適切だと思われるが、そのような変更の可能性はあり得るか。

5 発販分離等事業形態の差異に関するもの

- (1) 電力会社の事業形態は様々である。東京、中部は持株会社方式、その他7社（北海道、東北、北陸、関西、中国、四国、九州）は発電・小売親会社方式、沖縄は発・送・販が一体である。また、東京、中部の火力発電事業はJERAに統合されている。このような組織変更の点からも、消費者にとって理解が難しく、今回の料金値上げの受止めが難しくなっている一因でもある。

今回の値上げの主要因は火力発電を中心とする燃料コストの上昇との

¹ 電力託送料金の妥当性に関する公共料金等専門調査会意見（令和4年11月28日）において、賃金の適正性の確保について述べた。

² みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領

³ 報酬率は自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とすることとされている。（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則）

ことだが、事業形態の差異、調達先の相違がある中、燃料コストはどのようなルールに基づき査定されているか。

- (2) 事業形態の差異により、発電費用、販売費用、固定費の按分はどのようなルールに基づきなされているか。
- (3) 10社横並び（あるいは先に申請のあった5社横並び）で査定を行う場合、事業形態の差異をどのように査定に反映させているか。また、横並びで比較・査定する項目、個社別に査定する項目はどのようなルールに基づき決められているか。

6 自由化部門と規制部門に関するもの

- (1) 自由化部門と規制部門が併存していることも、消費者にとって制度が複雑に感じ今回の値上げの理解が難しい一因となっている。自由化部門と規制部門の費用配分の方法はどうなっているか。
- (2) 規制部門の利益率が必要以上に高くなっていないか。今回の値上げ認可後に燃料費が下落する局面に転じた際には、自由化部門から料金値下げが始まると想定されるが、その場合には、規制部門の料金が高止まりし、規制部門の利益率が必要以上に高くないか。
- (3) 自由化部門の赤字を規制部門から補填するといった内部補助が行われていないかの確認はどのようになされているか。

7 事業者ごと値上げ幅の差異等に関するもの

- (1) 事業者ごとに値上げ率に幅（28～45%）があるのはなぜか。値上げ幅の大きいところに特別な理由があるのか。
- (2) 東日本大震災後に値上げ申請しなかった電力会社とそれ以外について査定においてどのような考慮がなされているのか。
- (3) 値上げ率の幅や今回料金値上げをしない電力会社があることにより、電力会社間における電気料金の格差が拡大する。生活必需財である電気料金について地域間格差が拡大することについてどの程度まで許容しうると考えているのか。
- (4) 同一電力会社内において、契約区分（従量電灯B、従量電灯C等）により値上げ幅に差異がある理由を把握しているか。

第3 消費者に対する周知等に関する事項

- 1 公聴会等における消費者の意見、疑問点にどのように対応しているか。
- 2 消費者への情報提供（新料金体系への移行に向けた周知等）はどのように行うか。体制、周知期間は十分であるか。

- 3 新料金移行後に消費者への問合せ、苦情に丁寧に対応する体制を整えているか。
- 4 原価算定期間内の収入および販売電力量の実績値、見込み額について、定期的に消費者が理解しやすい形で公表すべきではないか。

第4 原子力発電に関する事項

- 1 原発については安全性が何よりも重要である。原発稼働の安全性確保のためどのような取り組みを行っているのか。
- 2 原子力発電の再稼働を算定期間内に織り込むために、安全対策工事費が大幅に増加されているが、対策費の内容と内訳について消費者に対して事前に明らかにする必要があるのではないか。
- 3 稼働が想定時期より遅れた場合、再値上げ申請を行うのか。再稼働が遅れた場合、どのように対応するか。

第5 再生可能エネルギーに関する事項

- 1 再エネ賦課金としてかなりの負担を需要家に求めている。消費者の理解を求めるためにも、集めた再エネ賦課金の用途について、国及び電力会社は消費者に対して、定期的に分かりやすく説明する仕組みを検討する必要があるのではないか。
- 2 電源構成（再エネ含む）の多様化を今後どのように促進していくのか。

第6 制度全般に関する事項

- 1 経過措置料金、燃料費調整制度上限は消費者保護の観点から重要な制度と考えている。セーフティネットとしての経過措置料金、燃料費調整制度の上限・あり方の今後についてどのように考えているか。
- 2 電力システム改革が、消費者にどのような影響やメリットをもたらしたのか消費者に情報提供する必要がある。また、今後の電力政策の方向性と消費者に与える影響を明らかにすべきではないか。特に、中長期的視点で電力の安定供給・レジリエンスと料金上昇の抑制の両立に向けどのような取り組みを行っていくのか。
- 3 自由料金に関するもの
 - (1) 今般の値上げに対して、電力会社及びエネ庁は消費者への負担軽減のためどのような対策を講じるか。
 - (2) デマンドレスポンス、料金メニュー多様化等消費者が実行できる行動の周知、普及はどのように行っているか。

以上